

地域振興券の 取扱店を募集します

2月15日(月)から登録を受付

地域振興券を取り扱うことができるのは、「特定事業者」として市に登録されたお店や事業所に限られます。「特定事業者」の登録を希望されるかたは、お早めに登録をお願いします。

問い合わせ 地域振興券交付室 ☎(866)2363

特定事業者として登録できるかた

秋田市内で、小売業、飲食業、洗濯・理美容・旅館・医療等の各種サービス業、運輸・通信業（旅行業を含む）を営んでいるかたが対象です。

なお、地域振興券を使って、宝くじや有価証券、商品券、プリペイドカード、切手、はがきなどを購入することや債務の支払いはできません。

登録の方法

取扱店の登録は、2月15日(月)から下記の場所で受け付けます。直接各窓口へお越しください。

と き / 2月15日(月)から

と ころ / 地域振興券交付室（消防庁舎3階）

土崎・新屋支所

各地域センター

秋田商工会議所

登録の証明

「特定事業者」として登録されたお店や事業所には、登録証明書と「特定事業者」であることを示すステッカーをお送りします。取扱店となったお店や事業所は、必ずこのステッカーを店頭に掲示してください。

振興券の取扱期間

地域振興券を取り扱えるのは、3月18日(木)から9月17日(金)までの6か月間です。

換金の方法と期間

地域振興券の換金は、それぞれの「特定事業者」が、秋田市が指定する金融機関の窓口で、登録証明書を提示して行っていただきます。

毎月11日から25日までに受け付けたものについては翌月の10日に、毎月26日から翌月の10日までに受け付けたものについては翌月の25日に、市から各特定事業者の預金口座に振り込みます。

なお、換金の受け付けは、11月30日(火)で終了しますので、それまでに手続きを終えるようにしてください。

約8万1千人を対象に16億2千万円



地域振興券は、緊急経済対策として、若い親や所得の低いお年寄りなど、比較的所得の少ないかたがたの購買力を高めることを目的に交付されるものです。そのため、交付の対象となるのは、下記に示した条件を満たすかたに限られます。秋田市では約8万1千人のかたに、総額16億円以上の地域振興券が発行されます。

交付対象者には下記の方法により地域振興券をお配りします。交付対象と思われるかたで、交付の申請書や案内はがきが届かないかたは、地域振興券交付室までお問い合わせください。☎(866)2363

対象者

- 15歳以下のお子さんがある世帯主のかた
 - 国が指定する年金や手当を受けているかた
 - 生活保護を受けているかた
 - 社会福祉施設に入所しているかた
 - 一定の条件を満たす65歳以上のかた
- 詳しくは、左のページをご覧ください。

交付の方法

15歳以下のお子さんがある世帯主のかた

対象となるご家庭には3月上旬に、交付額などをはがきでお知らせします。その後、3月18日(木)から地域振興券を郵送でお届けしますので、特別な手続きは必要ありません。

そのほかの交付対象者

対象と思われるかたには2月中旬に、地域振興券の申請書を郵送します。対象となるかたは申請書に必要事項を記入のうえ押印し、同封する返信用封筒に入れて返送してください。2月末日までに返送していただいたかたへは、3月18日(木)から地域振興券を郵送でお届けします。また、3月1日以降に返送いただいたかたについては、3月18日以降、随時郵送します。

交付額は1人2万円

地域振興券の交付額は、ひとり2万円で、額面1,000円の券が20枚交付されます。15歳以下のお子さんがある世帯主のかたには、お子さんひとりにつき2万円分が交付されます。

花壇のない町内に

プランターを お貸しします。



花壇のない町内会や広場に置く花を植えたプランターをお貸しします。

花の種類 ベゴニア
貸出期間 6月中旬～11月上旬

申し込み プランターの設置場所を決め、2月26日(金)までに、印鑑とはがきを持って公園維持課へおいでください。☎(866)2154

町内会や地域の花壇に

花苗をさしあげます



町内会や子ども会などの花壇に植える春と夏の花苗をさしあげます。団体単位で申し込んでください。植える場所1か所につき1団体です。春植えの花はパンジー、夏植えの花はマリーゴールド、サルビア、日々草、ペゴニア。本数は、1団体につき、春植え、夏植えとも100本まで。花苗の引き渡しは、春植えのものは4月中旬、夏植えのものは6月中旬の予定です。

申し込み 春植えと夏植えを別々に、2月26日(金)(当日消印有効)まで、往復はがきに団体名、植える場所、花だんの面積、連絡先の氏名・住所・電話番号、返信のあて先を書いて、〒010-8560 秋田市役所公園維持課へ。☎(866)2154

今年4月は

統一地方選挙です

県議会議員選挙

告示日 4月2日(金)

投票日 4月11日(日)

市議会議員選挙

告示日 4月18日(日)

投票日 4月25日(日)

泉菅野地区の投票所が変わります

泉菅野地区にお住まいのかたは、次の選挙から投票所が変わります。投票の際はお気をつけください。投票所が変わる地区 / 泉菅野一丁目～二丁目 新たな投票所 / 泉小学校

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260



市民税・県民税の申告が始まります 2月15日(月)から、地区ごとの日程にしたがって申告を受け付けます。受け付けの日程や会場など、詳しくは「広報あきた」1月22日号をご覧ください。問い合わせは市民税課 ☎(866)2055